

平成30年度「全国安全週間」を7月に実施

厚生労働省 平成30年3月20日

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000198374.html>

全国安全週間は、労働災害を防止するための産業界での自主的な活動を推進するとともに、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的とするもので、平成30年度は7月に実施いたします

【平成30年度「全国安全週間」スローガン】

新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理惜しまぬ努力で築くゼロ災

【全国安全週間】

平成30年7月1日（日）～7月7日（土）

※準備期間：平成30年6月1日（金）から30日（土）まで

◇平成30年度全国安全週間実施要綱

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11302000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu-Anzenka/0000198387.pdf>

特殊車両通行許可に係る重複申請の防止について（協力要請）

国土交通省 平成 30 年 3 月 22 日

http://www.jta.or.jp/yuso/oogata/chofuku_boushi.html

道路の構造を保全し、交通の危険を防止するための、特殊車両通行許可制度において、同一内容の申請を同時に複数の申請先に提出する申請（重複申請）の件数の増加が審査期間が長期化させる要因の一つとなります

つきましては、特殊車両通行許可制度の効率的な運用を図る観点から、申請にあたりましては、重複申請を行わないようお願いいたします

◇特殊車両通行許可に係る重複申請の防止について（協力要請）

http://www.jta.or.jp/yuso/oogata/chofuku_boushi.pdf

「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正について

国土交通省

標記につきまして、4月1日より一部改正されますのでお知らせします。

【改正事項（抜粋）】

- (1) 特定被災地方公共団体の地域を（青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県内の地域に限る。）
- (2) 東北運輸局又は都道府県トラック協会から実態調査を要請された事業者であって実態調査表を提出していない事業者にあつては、実態調査表（添付書類含む。）を添付すること。
- (3) 自主点検表により事業の点検を行わせ、毎年4月30日までに被災地拠点管轄運輸支局に提出させること。
- (4) 被災地拠点管轄運輸支局は（2）の実態を把握し、輸送の安全確保及び事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある場合にあつては、被災地拠点に配置した運行管理者若しくは補助者又は他の自動車運送事業者に属する者に対し、法令遵守事項等について報告させ、呼出等により必要な指導を行うとともに、配車元営業所を管轄する運輸支局等に情報提供すること。

【改正日】

平成30年4月1日から平成33年3月31日までに被災地拠点を設ける場合に適用し、平成30年3月31日まで被災地拠点を設ける場合にあつては、なお従前の例によるものとする。

自動車運送事業者健康管理支援セミナー開催

岐阜運輸支局 平成 30 年 3 月 19 日

岐阜運輸支局では、3月19日、自動車運送事業者健康管理支援セミナーを、岐阜市のOKBふれあい会館において、開催いたしました。

今回のセミナーは、本年2月19日に岐阜県トラック協会、岐阜県バス教会、岐阜県タクシー協会、全国健康保険協会岐阜支部と岐阜県運輸支局が自動車運送事業者における健康管理対策の推進をはかるための協定を締結した一環として、初めて行うものであり、行政における、事業者への支援制度や対策等、事業者の好事例など2時間30分に渡るセミナーが開催され、「防ぐことのできるものは防ぎましょう」ということの実践により、ドライバー不足等を解消する一助になれば幸いです。

当日の講演内容は以下の通りです

①「健康起因事故防止のための運送事業者への健康管理支援の取組」

中部運輸局自動車技術安全部 部長 永井啓文

②「健康経営の考え方とその進め方」

全国健康保険協会岐阜支部 保険グループ グループ長 西原 敏順氏

③「岐阜労働局における健康経営の支援策」

岐阜労働支局 雇用環境・均等室 室長補佐 大口 力生氏

④「スリープレコーダーを活用した健康管理」

濃飛乗合自動車株式会社 取締役 管理本部長 中村勝氏

※セミナーの詳細は、岐ト協ニュースにて掲載いたします。

第236回交通事故防止委員会開催

県ト協

県ト協では3月22日、事故防止委員会開催し下記を協議いただきました。

【協議事項】

- (1) 春の交通事故防止運動実施要綱（案）について
- (2) 春の全国交通安全運動について
- (3) 春の全国交通安全運動 他 について
- (4) 優良ドライバー認定結果について
- (5) 第23回岐阜県トラックドライバーコンテスト開催について
- (6) 交通事故防止標語の選考依頼について
- (7) 交通安全DVDのご案内
- (8) 初任運転者指導・教育研修について
- (9) 事業用トラックが第1当事者となる死亡事故件数（H30.2月末）

【来賓教示（要旨）】

○岐阜運輸支局 古屋 勝治 支局長

中部運輸局では事業用自動車総合安全プラン2020に基づき、来年度から事故防止委員会等の会合を活用し、事故防止に関する情報提供を行うこととした。また、運送事業者における運転者の脳健診等を促進し、健康起因事故の防止を図るため、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」が策定し、当支局においても、2月19日に関係団体と「健康づくりの推進に向けた包括的事業連携に関する協定」を結び、相互に連携しながら健康起因事故の抑止・削減に取り組んでゆくのをご協力賜りたい。

○岐阜県警察本部交通部 伊藤 善弘 参事官

年内における昨年の交通事故情勢は、人身事故件数、死者数、負傷者数ともに前年より減少し、特に交通事故死者数は、現行の統計制度を開始した昭和23年以降最小の75人となった。しかしながら、交通死亡事故は本年に入り増加傾向にあり、その特徴をとして高齢者の死者が依然として高い割合を占めているほか、道路横断中の歩行者が被害に遭う交通死亡事故が多く発生している。また、県警では横断歩行者が被害に遭う交通死亡事故が増加していることを踏まえ、現在、「横断歩道の歩行者最優先」について広報をするほか、横断歩行者等妨害違反の取締り強化や横断歩道交差点での交通監視活動を強化している。皆様におかれましても、各ドライバーの方へ「横断歩道の歩行者最優先」を徹底していただきたい。

優良ドライバー認定者への授与式

県ト協

県ト協では、3月22日、標記認定式を協会研修室にて行いました。

本来であれば、認定の方（事業者）に対し直接授与すべきではありますが、年度末の繁忙期でもあることから、認定制度の究極の目的『交通事故0』が県ト協交通事故防止委員会の目的とも合致するため、委員会終了後に授与式を実施いたしました。

今年度は、前年度より56社、411名が新たに推薦・認定を受けられました。今まで認定されている方、今回、認定を受けられた方におかれましては、その誇りを抱かれつつ、周囲に対しても安全に配慮された運転を心がけいただくことをお願いする次第であります。

平成29年度認定者	更新推薦者	1,231名
	新規推薦者	411名
	計146事業者	1,642名

授与者 岐阜県警察本部 交通部 伊藤 善弘 参事官
被授与者 清水産業(有) 橋爪 正樹 氏(清水豊太郎社長 代理授与)

岐阜県警察本部交通部 伊藤 善弘 参事官のお言葉

この認定制度は、平成26年度に第1回目の認定式で27事業所、969名の方を認定させていただいてから、4年目となるが、年々認定者は増加しており、トラックドライバーの皆様方の交通安全に対する意識の向上が伺える。

今後も、この制度を更に定着化させることで、より多くのドライバーの方が安全運転に関する意識を高めていただき、交通事故を1件でも減らしていただきたい。

皆様におかれましても、各事業所内で認定を受けたドライバーの方に対して、安全運転に関するプロとして他の自動車運転者の見本となるため、安全運転に引き続き努めていただくようお願いいただき、配達先などでトラックに貼付された認定証を話題にされるなど、交通安全の呼びかけ活動を積極的に推進していただきたい。